

# 火力発電所リプレースに係る 環境アセス手続の迅速化について

---

平成24年8月21日

環境省総合環境政策局

## 1. 火力発電所リプレースに係る環境アセス

- 環境アセス法上、火力発電所リプレースについても、規模が大きく一定程度の環境影響が想定される事業であるため、新設する場合の事業と同様の手続が必要となっている。
- 一般に、リプレースも含めて火力発電所を設置する際の手続期間は、これまでの事例を見ると平均3年であり、短いものでは2年1ヶ月、長いものでは3年8ヶ月となっている。

## 2. 迅速化に係るこれまでの取り組み

- 火力発電所リプレースについては、新しい設備への更新による温室効果ガス、大気汚染物質等による環境負荷低減が図られ、また、既存の敷地内で実施されることから、そのような事業に限り1年を要する現地調査や予測・評価の合理化は可能である。
- このため、昨年度末に「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」を策定した。これにより、地域住民への意見聴取等の手続は確保しつつ、環境影響調査期間の短縮等により、環境アセス手続全体として1年程度の期間短縮効果が期待される。

### 3. 更なる期間短縮に向けて

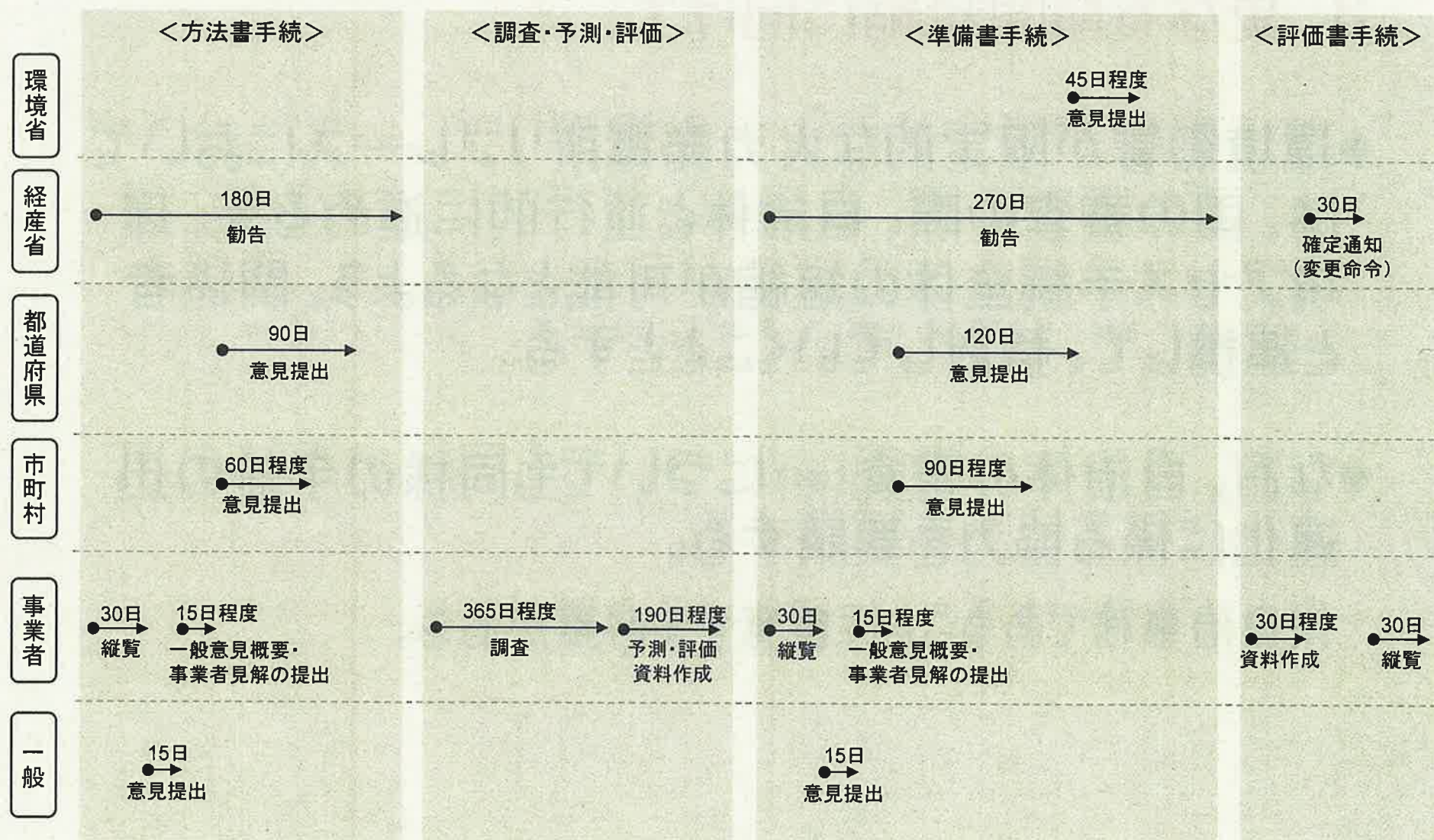
- 発電事業については、電気事業法特例により経済産業大臣の関与が強化され、手続の各段階において経済産業大臣の審査が行われており、方法書段階180日、準備書段階270日、評価書段階30日の審査期間が設定されている。また、環境大臣は準備書段階で意見提出機会が設けられている(参考資料参照)。
- なお、方法書段階と準備書段階では、上記期間の中で、関係都道府県知事が意見を述べる機会が設けられており、それぞれ90日以内、120日以内に経済産業大臣に対して意見を提出することになっている。

### 3. 更なる期間短縮に向けて

- 環境影響が限定的な火力発電所リプレースにおいては、国の審査の際、自治体と並行的に進める等、環境アセス手続全体の短縮が可能となるよう、関係者と連携して、検討していくこととする。
- なお、自治体の審査(※)についても同様の手続の迅速化に係る協力を要請する。

※自治事務であることに留意する必要がある。

# 火力発電所に係る環境アセス手続の流れと平均的な日数



※「〇日程度」と記載している項目はこれまでの実績から平均的な期間を記載したもので、それ以外は法令で定められている期間。  
※方法書よりも早期の段階に配慮書手続が来年4月から導入されるが、これも同様の考え方から迅速化が可能。